

「母健連絡カード」の使用方法

- (イ) 医師等は、妊娠中又は出産後の女性労働者に対して、健康診査等の結果、**通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる程度の指導事項がある場合**、母健連絡カードに必要な事項を記入して渡します。(①、②)
- (ロ) 妊娠中又は出産後の女性労働者は、事業主にこの母健連絡カードを提出して、措置を申し出ます。(③)
- (ハ) 事業主は、母健連絡カードの記入事項に従って通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じます。(④)

